

津波災害警戒区域を指定します！

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく
津波災害警戒区域（イエローライン）を令和5年（2023年）3月24日に

指定しました。 指定市町村：安来市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、隱岐の島町、海士町、知夫村



津波災害警戒区域内にあり、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設で、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となります。

津波災害警戒区域の指定

令和5年（2023年）3月24日に一部市町村で指定しました。
津波災害警戒区域については下欄をご覧ください。

地域防災計画に定められる

円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設は、地域防災計画に名称等が定められます。

避難確保計画の作成

- 市町村長に報告
- 公表

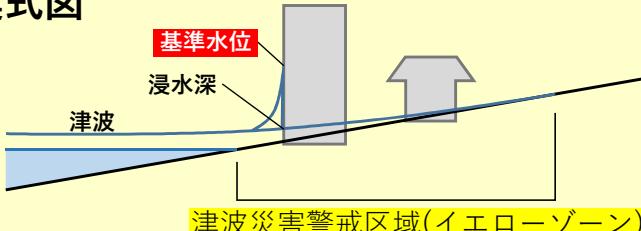
避難訓練の実施

- 避難訓練の実施
- 結果を市町村長に報告

津波災害警戒区域（イエローライン）とは？

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波をシミュレーションし、浸水する範囲を、津波から「逃げる」ために、警戒避難体制を特に整備すべき区域「津波災害警戒区域」として指定します。

模式図



要配慮者利用施設とは？

下記施設が該当します。

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| ・老人福祉施設 | ・障害児通所支援事業の用に供する施設 |
| ・有料老人ホーム | ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 |
| ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 |
| 社会福祉施設 | ・子育て短期支援事業の用に供する施設 |
| ・身体障害者社会参加支援施設 | ・一時預かり事業の用に供する施設 |
| ・障害者支援施設 | ・児童相談所 |
| ・地域活動支援センター | ・母子健康包括支援センター |
| ・福祉ホーム | ・その他これらに類する施設 |
| ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 | |
| ・保護施設 | |
| ・児童福祉施設 | |
| 学校 | |
| ・幼稚園 | ・高等学校 |
| ・小学校 | ・中等教育学校 |
| ・中学校 | ・特別支援学校 |
| ・義務教育学校 | ・高等専門学校 |
| | ・専修学校
(高等課程) |
| | ・病院 |
| | ・診療所 |
| | ・助産所 |

避難確保計画に定めるもの

- 防災体制に関する事項
- 利用者の誘導に関する事項
- 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- その他必要な措置に係る事項

指定されると・・・？

- 建物によるせり上がりを考慮した津波の水位「**基準水位**」を公表します。
計算上この水位以上に水はきません。
- 市町村において、地域防災計画、ハザードマップの作成が義務付けられます。
- 地下街や要配慮者利用施設などで、避難確保計画の作成が義務付けられます。
- 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象となります。
- 土地利用、建築に関する規制はありません。
津波災害特別警戒区域には規制がありますが、
今回は指定しません。

津波災害警戒区域に関するお問合せ

島根県土木部河川課 (0852-22-5647)

詳細な情報は国土交通省の
Webサイトをご覧ください⇒

